

【表紙】

【発行登録番号】	2－投法人1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月2日
【発行者名】	GLP投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 三浦 嘉之
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター
【事務連絡者氏名】	GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 執行役員CFO 兼 経営企画部長 三木 久武
【電話番号】	03-3289-9630（代表）
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	GLP投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2020年9月10日）から2年を経過する日（2022年9月9日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1) 【銘柄】

未定

(2) 【投資法人債券の形態等】

未定

(3) 【引受け等の概要】

未定

(4) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

未定

(5) 【振替機関に関する事項】

未定

(6) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2011年10月3日

登録番号 関東財務局長 第74号

(7) 【手取金の使途】

特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕等の支払資金、運転資金等に充当します。

(8) 【その他】

未定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間	第16期（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）	2020年5月28日関東財務局長に提出
計算期間	第17期（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）	2020年11月30日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第18期（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）	2021年5月31日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第19期（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日）	2021年11月30日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第20期（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）	2022年5月31日までに関東財務局長に提出予定

2【臨時報告書】

上記1の第16期の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年9月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、2020年6月23日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

上記1の第16期の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年9月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき、2020年9月1日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の臨時報告書の訂正報告書）を2020年6月24日に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

GLP投資法人 本店
（東京都港区東新橋一丁目5番2号汐留シティセンター）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）